

2023年3月3日
国際興業株式会社

埼玉県内 路線バス(乗合バス)の運賃改定の実施について

日頃より国際興業バスをご利用くださいます、誠にありがとうございます。

国際興業株式会社(本社:東京都中央区、社長:南 正人)では2022年11月1日、国土交通省に埼玉県内の乗合バス運賃の上限運賃改定認可申請を行ない、本日、国土交通大臣より本申請に対する認可を受けました。これを受け、2023年3月16日(木)に運賃改定を実施致します。

お客様にはご負担をおかけしますが、どうぞご理解をお願い申し上げます。

記

1. 運賃改定の概要

➤ 改定実施日

2023年3月16日(木)

➤ 改定内容

埼玉県内の全路線(東京都内とを結ぶ路線の県内区間を含む)の普通旅客運賃、および定期旅客運賃(東武バス・西武バスとの共通定期券、「彩京のびのびバス」を除く)

➤ 運賃対比表(現行・実施・上限)

	現行運賃		実施運賃 *2		(認可)上限運賃 *1	
	現金	ICカード*	現金	ICカード*	現金	ICカード*
初乗り運賃	180円	178円	200円	200円	220円	220円
同 定期券 (通勤1ヶ月)	7,940円		8,920円		9,810円	

*1 上限運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される、バス事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。

*2 実施運賃は、今回認可された上限運賃の範囲内で実施する、実際にお客様から収受する運賃額です。

➤ 区間ごとの改定運賃例

- ✓ 今回の運賃改定においては、全ての区間で現金・IC 同額の10円単位運賃となります。
- ✓ 多くの区間で+20円~40円の改定額となりますが、据え置き・値下げとなる区間もあります。
- ✓ ご利用の区間により改定額が異なりますので、ご利用になる各区間の新運賃については、国際興業バス「運賃検索」ページにてご確認の上、ご利用をお願い致します。詳細は「2. ご利用になる区間の新運賃額のご案内について」をご参照ください。
- ✓ 金額式IC定期券の発売額は、IC運賃を基に算出致します。このため、現金運賃が変更とならない区間においても、IC運賃が変更となる区間においては、定期券の発売額が変更となります。

《例1》区間運賃、定期券運賃ともに改定により変更となる区間の例

浦和駅東口→原山	
現行:200円区間	通勤1ヶ月定期券運賃:8,870円
改定後:220円区間	通勤1ヶ月定期券運賃:9,810円

《例 2》区間運賃、定期券運賃ともに変更のない区間の例

北浦和駅西口→神田	
現行:220 円区間	通勤 1 ヶ月定期券運賃:9,810 円
改定後:220 円区間	通勤 1 ヶ月定期券運賃:9,810 円

《例 3》区間運賃は変更ありませんが、定期券運賃が改定により変更となる区間の例

南中野→浦和学院高校	
現行:290 円区間	通勤 1 ヶ月定期券運賃:12,660 円
改定後:290 円区間	通勤 1 ヶ月定期券運賃:12,930 円

《例 4》区間運賃、定期券運賃ともに改定により変更となる区間の例(値下げとなる区間)

東川口駅南口→差間北	
現行:210 円区間	通勤 1 ヶ月定期券運賃:9,360 円
改定後:200 円区間	通勤 1 ヶ月定期券運賃:8,920 円

2. ご利用になる区間の新運賃額のご案内について

2023 年 3 月 3 日(金)17:00 より、国際興業バス「運賃検索」ページにて、弊社全路線・全区間の新運賃・新定期券運賃を検索頂くことが出来ます。

<https://transfer.navitime.biz/5931bus/pc/fare/Top>

3. 運賃改定に伴う定期券の取り扱いについて

- ✓ 金額式 IC 定期券は「設定金額」の範囲内の区間でご利用頂ける定期券です。
- ✓ 運賃改定によりご利用区間の運賃が変更になった場合、運賃改定日(3 月 16 日)以降は「設定金額」と「ご利用区間の新運賃額」との差額が、自動的にチャージ残額から精算されます。
- ✓ 2023 年 3 月 15 日以前にお買い求め頂いた金額式 IC 定期券をお持ちのお客様で、改定日以降に「新設定額」の定期券への特例的*な『買いなおし』をご希望される場合は、弊社定期券発売窓口にて対応致します。詳細につきましては、国際興業バス HP のご案内をご確認ください。

*通用日数での無手数料払い戻し及び当日より新規扱いにて発行

https://5931bus.com/news_details/id=3346

4. 改定経緯等について

詳しい申請内容、改定経緯および今後の取組み等(収支状況、経営改善、サービス向上策)につきましては、2022 年 11 月 1 日のリリースに記載しておりますのでご参照下さい。

https://www.kokusaikogyo.co.jp/files/topics/694_ext_01_0.pdf

運賃改定に関するお問い合わせ連絡先
運輸事業部 業務課
TEL:03-3273-1126

同時発表：国土交通省自動車局

令和5年3月3日

関東運輸局プレスリリース

国際興業(株)の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和4年11月1日付で国際興業株式会社より申請のあった乗合バスの上限運賃の変更について、本日、国土交通省として認可いたしました。

乗合バスの上限運賃の変更認可にあたっては、道路運送法第9条第1項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、さらに、同法第88条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

令和4年11月1日付で申請のあった、国際興業株式会社の乗合バスの上限運賃変更について、運輸審議会に諮問したところ、2月16日付で「申請どおり認可することが適当である」旨の答申が示されました。これを受け、本日、国土交通省として申請どおり認可をいたしました。

○運賃改定の申請概要

1. 申請事業者：国際興業株式会社（東京都中央区八重洲二丁目10番3号）
代表取締役社長 南 正人

2. 対象路線：埼玉県内の一般乗合バス全路線

3. 改定内容

	現 行	申 請
対キロ区間制		
基準賃率	35円83銭	40円90銭
初乗運賃	180円	220円

4. 平均改定率

16.48%

5. 実施日（予定）

令和5年3月16日（木）

【問い合わせ先】

自動車局旅客課 佐藤、笠井、橋本
（代表）03-5253-8111（内線41204、41233）
（直通）03-5253-8568